

令和3年第3回津南町議会定例会会議録

(9月17日)

招集告示年月日		令和3年8月30日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和3年9月9日午前10時00分			閉会	令和3年9月17日午後0時05分		
応招・ 不応招  出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	滝沢元一郎	応・出	8番	村山道明	応・出	
	2番	小木曾茂子	応・出	9番	恩田稔	応・出	
	3番	久保田等	応・出	10番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	11番	津端眞一	応・出	
	5番	桑原義信	応・出	12番	草津進	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	13番	風巻光明	応・出	
	7番	石田タマエ	応・出	14番	吉野徹	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	税務町民課長	小島孝之	○	
	副町長	根津和博	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	村山大成	○	
	教育長	島田敏夫	○	観光地域づくり課長	石沢久和	○	
	農業委員長	涌井直		建設課長	鴨井栄一郎	○	
	監査委員	藤ノ木勤	○	教育委員会教育次長	高橋昌史	○	
	総務課長	村山詳吾	○	会計管理者	板場康之	○	
	福祉保健課長	鈴木正人	○	病院事務長	小林武	○	
職務のため出席した者の職・氏名			議会事務局長	野崎健	班長	鈴木真臣	
会議録署名議員		5番	桑原義信		10番	栞原洋子	

## 〔付議事件〕

(9月17日)

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 議会運営委員会の報告  |
| 日程第2  | 諸般の報告   |
| 日程第3  | 認定第1号 令和2年度津南町一般会計歳入歳出決算の認定について                   |
| 日程第4  | 認定第2号 令和2年度津南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について             |
| 日程第5  | 認定第3号 令和2年度津南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について            |
| 日程第6  | 認定第4号 令和2年度津南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について               |
| 日程第7  | 認定第5号 令和2年度津南町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について               |
| 日程第8  | 認定第6号 令和2年度津南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について              |
| 日程第9  | 認定第7号 令和2年度津南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第10 | 認定第8号 令和2年度津南町病院事業会計歳入歳出決算の認定について                 |
| 日程第11 | 報告第4号 健全化判断比率の報告について                              |
| 日程第12 | 報告第5号 資金不足比率の報告について                               |
| 日程第13 | 議案第52号 令和3年度津南町一般会計補正予算(第8号)                      |
| 日程第14 | 発議案第3号 豪雪地帯特別措置法改正に関する意見書の議決について                  |
| 日程第15 | 発議案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について   |
| 日程第16 | 請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書 |
| 日程第17 | 発議案第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について   |
| 日程第18 | 請願第3号 コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める請願                  |
| 日程第19 | 発議案第6号 余剰になった農産物を困窮する人々に支援する施策を求める意見書の提出について      |
| 日程第20 | 発議案第7号 議員定数等特別委員会の設置について                          |
| 日程第21 | 議員派遣の件について  |
| 日程第22 | 委員会の閉会中の継続調査及び審査について                              |

## 議長の開議宣告

議長（吉野 徹）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

## 議事日程の報告

議長（吉野 徹）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

### 日 程 第 1

#### 議会運営委員会の報告

議長（吉野 徹）

議会運営委員会の報告を行います。

本定例会の運営について議会運営委員会を開いておりますので、議会運営委員長から報告いただきます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（草津 進）

実りの秋本番、月日の流れのはやさを痛感しております。新型コロナウイルス感染症の収束をこいねがい、豊作を期待するところであります。

当局より追加議案の提出がありましたので、議事日程について、9月15日に議会運営委員会を開催いたしました。結果を御報告いたします。追加議案は1件であります。本日、17日に審議を行います。

以上、報告といたします。

### 日 程 第 2

#### 諸般の報告

議長（吉野 徹）

諸般の報告を行います。

今回、第3回定例会、大変御苦勞様でございます。私のほうから、この諸般の報告につきまして、1点だけ皆様がたに報告をさせていただきます。

先般、議長・副議長預かりにさせていただきました案件であります。私と副議長、Tapの責任者のかたと面談をさせていただきました。詳細につきましては、そのときお話をいただきました。皆様がたも、この件につきましては、大変御承知だと思っております。持ち帰りまして、副議長と共に数回にわたりまして、対応と取扱いについて懇談をさせていただきました。私たち議員一人一人は、町民の皆様がたから選ばれた代表者であること。どんな立場におきましても、まずは町民の立場を考え、そして、その思いを進めていくことが

第一であります。昨年9月、全員協議会で（説明があり、9月定例会で）決議書が提出されたことは、まだ新しいことでもあります。「人権保護と暮らしを守るあたたかい社会実現のための決議」の新型コロナウイルス感染症対策でもありました。

内容につきましては、御承知のとおり、感染者及び御家族への思いやりやあたたかい対応をしようということでもあります。関係施設、誹謗中傷や差別に気を付けて、従事者への感謝の気持ちを皆さんで持っていこうということでもありました。そして、最後には大きく、町民への配慮でありました。私自身を含め、議員という立場のなかで、発する言葉、行動については重々考え、注意を払っていただきたいと思います。受け取る側に取りましては、思いとは反対に重圧感のある、大変重荷に感じてしまうことがあるということをもう一度理解していただきたいと思います。

今回、関係されたと思われる議員に対しまして、議長・副議長という立場で厳重に注意をさせていただきました。各議員には、この件につきまして、ぜひ御理解いただきたいと思います。

繰り返しではありますけれども、いつも町民の立場に立って様々な案件について、当局と共に考え、ベスト案を進めることが議員の、また、議会の務めだと思っております。

最後に、今回のこの議長・副議長預かりにさせていただきました案件につきましては、今回をもって終了させていただきます。御理解をいただきたいと思います。よろしいですか。

この件について、何か御意見のあるかた。お話されるかたはいらっしゃいますか。よろしいですか。 —（発言者なし）—

では、これでこの件につきましては、皆様がたに御理解いただいたと思ひまして終了させていただきますけれども、よろしいですね、繰り返し。 —（発言者なし）—

### 日 程 第 3

認定第1号 令和2年度津南町一般会計歳入歳出決算の認定について

### 日 程 第 4

認定第2号 令和2年度津南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

### 日 程 第 5

認定第3号 令和2年度津南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

### 日 程 第 6

認定第4号 令和2年度津南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

### 日 程 第 7

認定第5号 令和2年度津南町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

## 日 程 第 8

認定第6号 令和2年度津南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

## 日 程 第 9

認定第7号 令和2年度津南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

## 日 程 第 10

認定第8号 令和2年度津南町病院事業会計歳入歳出決算の認定について

議長（吉野 徹）

認定第1号から認定第8号まで、一括議題といたします。

これより一括して質疑を行います。

1番、滝沢元一郎議員。

（1番）滝沢元一郎

聞きそびれたことがございますので、1点だけお願いをいたします。ふるさと納税の事務委託料についてであります。事務委託料が約8,600万円になっておりますが、これは送料や返礼品、事務ということで、全部で8,600万円になっていると思います。返礼品と郵送料、単なる事務ということで、それは8,600万円のうち幾らかというのは明確になりまじょうか。返礼品の中に農産物がどれほど入っているのかというのが知りたいのですが、それが明確になるかどうか、お尋ねいたします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

ふるさと納税の関係でございます。まず、この委託料につきましては、ふるさと納税をいただいた金額のおおむね50%となっております。うち、返礼品が3割、事務手数料が1割、送料がおおむね1割という、概算でございますけれども、そのような数字になってございます。また、細かい数字につきましては、また後でお願いしたいと思うのですが、おおむねの率としてはそのようなかたちになっております。

また、返礼品のうちどのような品物が多いかということでございますけれども、圧倒的にコメというものが多量になっております。8割以上はコメになっております。細かい数字につきましては、また後ほどお願いしたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

議長（吉野 徹）

9番、恩田稔議員。

（9番）恩田 稔

少しお話をお聞きします。令和2年度の決算が85億円ということですが、当初予算は65

億円ということで、約 20 億円膨れているわけです。当然ながら、町民全員に 10 万円とか、臨時交付金等が 5 億円以上ですか。だから、そういうものが大変大きいことは分かるのですが、補正を掛けていくわけです。その中で町の持出しとといいますか、町の負担金、財源の内訳の中で町が実際に出しているのが概算でけっこうですけれども、どれくらいあるものなのか教えてください。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

決算の資料でお配りしました、歳入歳出決算参考表というものがございます。こちらの中に、2 ページですか、予算額決算額比較表ということで表がございます。そのうち歳入についてでございますけれども、自主財源、町税から分担金、使用料、財産輸入、寄附金、繰越金、繰入金というかたち、あと、依存財源ということで、地方交付税をはじめとする国県の補助金ということで一覧表にしてございますので、こちらのほうをまた参考にさせていただければと思います。よろしくお願いたします。 —（恩田議員「何ページですか。すみません。」の声あり。）— この歳入歳出決算表の 2 ページです。目次があって、目次の次の 2 ページになります。

議長（吉野 徹）

9 番、恩田稔議員。

（9 番）恩田 稔

私、二日間、各課からの説明をお聞きしまして、分からない所がありました。というのは、これだけ補正予算ですと 1 年間くるわけですけれども、細かいことで大変恐縮ですけれども、説明の時に旧外丸小学校と旧津南原小学校のトイレの改修ということが説明されました。教育委員会のほうは、学校開放に関わるということで、その改修をしたと。総務課のほうは、避難所も含めたというところまで考えての予算の執行という話でしたが、実は、一昨年台風の際に旧外丸小学校が避難施設になりました。その時に、とにかく手すりがないので、なんとかしてもらわなければとても避難できないお年寄りがいっぱいいるということは、当然、総務課のほうにも入っていることだと思いますし、町長が町民との懇談会の際にも、その意見・要望は、一住民から出されました。要するに、1 年間の中では当初予算でも含まれないものがどんどん増えていくなかで、そういったものがどのように取り扱われているのか。例えば、今回のトイレの改修の際に、そういう話があれば、そこら辺もこの際一緒にやったらどうだとか、財源がないのだったら、トイレを 1 個改修をしないでもそっちに回せなかったのか、そんなに何百万円も掛かるような仕事ではないのに、なんでこれができないのかなと。それぞれの課で課のことをきちんとされているのだと思いますが、横断的な部分について、どうもどうなのかなと思っています。これくらいのものが実現していかないということは、なんと申しますか、「町には言っても、なかなかしてもらえねんだ。」というふうに皆思ってしまうのですけれども、それって私はすごくマイナス

だと思うのです。こういったものがどのようにテーブルに上がるのか、確認をしたいと思います。

議長（吉野 徹）  
総務課長。

総務課長（村山詳吾）

旧外丸小学校の階段の手すりの件については、お話は当然伺っております。今回のトイレ改修等につきましては、まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のお金を活用したということが大前提でございます。衛生面、避難所を運営するに当たって、このコロナ禍での避難所運営をどうするかということで、そういうトイレ改修をさせていただきました。手すりにつきましては意見は伺っておりますけれども、確かに新型コロナウイルス感染症と理由付けが難しいというなかで今回は対応しなかったのではありませんけれども、また避難所としてはそういう御意見もございますので、今後の課題として検討させていただければと思います。よろしく申し上げます。

議長（吉野 徹）  
9番、恩田稔議員。

（9番）恩田 稔

私は、予算の執行に当たって、それよりもほかのものが重要であったり優先であったりするのであれば、それは仕方のない話だと思うのです。財源の中でやるわけですから。ただ、きちんと評価をして、これはまだもう少し後でも良いといったようなことがもし明確に結論付けられるのであれば、それはきちんと要望された人に「実は、こういうことでもう少し待ってくれ。」とか、あるいは「いつ頃までにする。」とかといったようなことを返してやるというのが私はサービスだと思うのです。それがやっぱり町の信頼にもつながることなのですが、そこら辺について、どんなふうに思いますか。

議長（吉野 徹）  
副町長。

副町長（根津和博）

恩田議員の御意見、ありがとうございます。やり方としては、補正予算も当初予算もそうなのですが、各課から上げた事業に対しまして、優先順位を見極めながら予算付けをしていくわけでございます。優先順位もそうですし、その財源があるかなしかもそうでございます。そうやって御意見をいただいた分のフィードバックというのは、個々に対してはやっていないのが現状でございますので、御意見を参考に今後、検討させていただきたいと思います。

議長（吉野 徹）

5 番、桑原義信議員。

（5 番）桑原義信

認定第 2 号の津南町国民健康保険特別会計なのですが、2 点ほどお聞かせください。

国から法定外繰入が解消を求められています、令和 2 年度の一般会計からの繰入れは幾らでしょうか。

それと、もう 1 点は、コロナ禍で国民健康保険料の減額をした人はどのくらいおられるでしょうか。また、免除した人はどのくらいおられるでしょうか。お聞かせください。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

国民健康保険特別会計の赤字繰入分が幾らかというところがございます。決算書でいきますと、145 ページのいちばん上の財政安定化支援事業等繰入金の中に入っているのですが、このうち約 2,000 万円が赤字繰入ということになっております。細かな数字は手元に用意しておりませんでしたので、後ほどお話をさせていただきたいと思っております。約 2,000 万円が赤字繰入ということになっております。

議長（吉野 徹）

税務町民課長。

税務町民課長（小島孝之）

国民健康保険料の新型コロナウイルス感染症関係の減免ということでよろしいでしょうか。令和 2 年度分と令和 3 年度の方も年度末のほうが含まれるのですけれども、全部で 12 件、金額で言うと 150 万円ほどになってございます。よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

5 番、桑原義信議員。

（5 番）桑原義信

免除になった人はおられるのですか。

議長（吉野 徹）

税務町民課長。

税務町民課長（小島孝之）

全額免除になった人も何人かございますので、また細かい資料については、後ほどお渡ししたいと思います。



議長（吉野 徹）

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

1 点、お聞きします。施設の利用料なのですが、昨年から各施設の利用料を取っているかと思えます。修繕のために使うというお話があったと思うのですが、その利用料について、別に基金か何か作って、別個にしてあるのですか。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

特に基金等は設けてございません。

議長（吉野 徹）

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

修繕する場合は、一般会計のほうから修繕料として出すわけですよね。別にしておいたほうが分かりやすいのではないですか。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

施設利用料だけで修繕費が賄えないパターンの方が多いと思います。また、基金管理となりますと、そのようなやり方が良いのか、そこは内部で検討しなければいけないですけども、現時点では特に基金管理というのは考えてございません。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

認定第 1 号について討論を行います。

まず、原案に反対のかたの発言を許します。

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

令和 2 年度一般会計決算に反対の討論をいたします。

大きく3点、申し上げます。令和2年は、新型コロナウイルス感染症が発生し、人々を不安と恐怖に陥れました。

一つ目は、新型コロナウイルス感染症感染急拡大により、7月、8月の東京オリンピック・パラリンピックは今年に延期されました。町長は、令和2年度の施政方針の中で、「国内外から多くの観光客が訪れることが予想される。」と期待を述べておりましたが、既に新型コロナウイルス感染症感染が日本各地で報告され、イベントの開催や経済活動に影響が出始めていたにもかかわらず、オリンピック開催に期待をし、感染症対応にしっかり向き合ってきませんでした。私たち共産党は、大規模なPCR検査で無症状でも感染している人を早く見つけ、治療と保護することで感染拡大を防止することができるかと提案し、再三要請してきました。早期に収束させるためにも、「誰でも、いつでも、何度でも」PCR検査を受けられるようにするべきです。今年に入っても緊急事態宣言、住民には自粛、時短要請を繰り返し、町民への暮らしや経済活動にも大きな影響があり、心身ともに疲弊している状況が続いています。

二つ目に、公共交通、路線バス、乗合いタクシーについて、町の姿勢は住民や地区協議会などの要望や使い勝手の良い交通手段をと要請しているにもかかわらず、町の担当者任せにしてきました。町の最重要課題として、職員と共に共有し、各方面の人たちと住民目線の使い勝手の良い交通網作成に早急に取り組んでいただきたい。住民の生活の足として、また、命を守るための通院体制にもしっかりと取り組んでいただきたい。

そして、最後に、町長が3年前に公約に掲げた新保育園建設事業に関わる問題です。保育園大規模化に向け、五つの保育園を1か所にまとめようとしているこの計画は、このコロナ禍に逆行するものであり、これらからの地域のあるべき姿を統合も含め議会や住民としっかり議論を重ねることを避けてきました。丁寧に説明するというなかで行った「町長と語る会」は、町政報告会に変わり、住民は期待外れでした。昨年8月、私たち「よりよい保育をすすめる町民の会」が署名活動にがんばっていた頃、町長から私に1本の電話が入りました。「洋子さん、何の署名ですか。」「保育園の署名です。」と言うと、「私、本当は保育園やりたくないんです。もっとやりたいことがある。」と言われ、私は驚きました。「今更何を言っているのか。だったら保育園をやめて、やりたいことをやればいいじゃないですか。」と返しました。この建設に関して、誰が建設をやりたがっているのか、私には疑問があります。そして、昨年9月議会において、議員発議で「ひまわり保育園増築計画の再考を求める決議」を提案いたしました。その時、石田総文福祉常任委員長は、「3,300筆の署名をないがしろにはしてはいけない。有権者の約4割が反対の意思を示している。議会制民主主義の根幹に関わることだ。新型コロナウイルス感染症は、収束のめどが立っていない。無理やり押し進めるのではなく、一旦立ち止まり、感染症の推移を見ながら、一方で住民の理解を得る努力をすべきではないか。」と訴えました。私は今日、この場で同じ言葉で訴えたいと思います。そして、町長、前教育長の発言は、住民自治、民主主義、議会制民主主義を壊し、住民の分断、議会の分断を引き起こしました。建設ありきで進めてきた町長の姿勢は、住民感情からも許せません。設計段階からの業者との不透明なやり取り、補助金申請にも疑問が残る、通園道路の課題、事業費積算過程の疑問ときりがありません。数々の疑問に町は答える責任があります。今後、津南町の保育園の在り方をテーブルに上げ、議会、住民に対し、説得力のある心に響く生の言葉を発し、議論することを望みます。

人口 9,000 人を割った少子高齢化のなか、町政を担う町長は、町民の税金を無駄にせず、福祉、医療、農業、観光など、住民の声を聞き、前に進めること。国の悪政に追随せず、コロナ禍の町民の命と健康、生活を守ることに専念していただきたいことを申し上げ、令和 2 年度の一般会計に反対の討論といたします。

議長（吉野 徹）

次に、原案に賛成のかたの発言を許します。

12 番、草津進議員。

（12 番）草津 進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、先が見えないなか、防止対策、ワクチン接種、地域経済に力を注ぎ、町独自の対策費を計上し、国や県に対しての要望活動を行い、必要な財源確保に力を入れていただきました。

持続可能な財政運営を最優先改題として、町の将来の投資につながるコスト意識、計画性を持ち、最小の経費で最大の効果を上げることを職員全員で意識し、健全財政を保ってこられました。必要な財政調整基金を確保しながら、町政の課題が山積みしているなか、将来の禍根を残すことのないよう先送りすることなく各種施策が進められてきました。

使用料、利用料の見直し、各公共施設の今後の在り方のお検討により、歳入の確保、歳出の削減に取り組んでこられています。

ふるさと納税の拡大を目指すため、人や目的を限定して共感を得たかたがたから寄附を募るプロジェクト型により、過去最高の 1 億 7,000 万円となりました。寄附を頂いたかたがたに感謝を申し上げます。

歳入歳出のバランスを考慮しながら住民サービスの向上と持続可能な行政運営を両立してこられた一般会計決算に賛成といたします。議員各位の賛同を求めます。

議長（吉野 徹）

次に、原案に賛成のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

認定第 1 号について採決いたします。

認定第 1 号について、認定することに賛成のかたの起立を求めます。

—（起立 11 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、認定第 1 号については認定することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

認定第 2 号について、討論を行います。

まず、原案に反対のかたの発言を許します。

5 番、桑原義信議員。

(5番) 桑原義信

日本共産党津南町議員団を代表して、2020年度国民健康保険特別会計決算に対し反対討論をします。

2018年度の制度の改正により、国民健康保険の運営は都道府県単位になりました。町は、一般会計からの赤字繰入の解消を求められ、国の方向に従い、国民健康保険料を引き上げました。消費税10%の増税とコロナ禍での住民の生活は困窮しています。一般会計から繰入れをして住民の負担軽減をするのではなく自己負担を強いる高すぎる国民健康保険料の更なる引上げには反対です。また、厚生労働省は、2020年度から法定外繰入をやめた市町村には加点をし、繰入れを続ける市町村は減点して予算を削減していくという保険者努力支援制度を設置し、市町村にマイナス点を付けさせるという強引に公費削減を進めています。これはまさに住民に負担を押し付けるものです。こうした国の社会保障を切り捨て、住民の暮らしと健康を壊し、命をも危機にさらす方向に対し、町からは国庫負担を増やすように声を上げていただきたい。法定外繰入は、先ほど1,000万円ほどありましたが、コロナ禍ではかえって増額して、住民負担の軽減に努力いただきたいことを強く求めて反対討論とします。

議長 (吉野 徹)

次に、原案に賛成のかたの発言を許します。 — (討論者なし) —

賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対のかたの発言を許します。 — (討論者なし) —

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

認定第2号について採決いたします。

認定第2号について、認定することに賛成のかたの起立を求めます。

— (起立11名、非起立2名) —

賛成多数です。よって、認定第2号については認定することに決定いたしました。

議長 (吉野 徹)

認定第3号について、討論を行います。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

認定第3号について採決いたします。

認定第3号について、認定することに賛成のかたの起立を求めます。

— (起立11名、非起立2名) —

賛成多数です。よって、認定第3号については認定することに決定いたしました。

議長 (吉野 徹)

認定第4号について、討論を行います。

まず、原案に反対のかたの発言を許します。

5番、桑原義信議員。

(5番) 桑原義信

2020年度介護保険特別会計に反対の討論をします。

医療、介護、保育などケア労働無しでは人間は生きていけません。しかし、ケア労働が大変粗末に扱われています。私たちにとって、本当に大切に命に関わる尊い仕事をやっている介護労働者の給料が安。介護は人との生活にはなくてはならないやりがいのある魅力のある仕事ですが、給料が低いということで深刻な人手不足になっています。私は、コロナ後、ケアに手厚い社会を作るべきだと思います。介護保険の問題点は、保険料や利用料などが年々上がって、利用したくても利用できなくなっている所です。町は、介護保険事業計画に基づき計画の策定をしていますが、3年ごとに見直しされる事業計画、スタート時、2000年から2002年には全国平均2,911円でしたが、第7期、2018年から2020年では5,869円となり、第8期は据置かれても2027年8月から低所得者の食費・居住費を補助する補足給付は制度が改悪され、月約2万円から7万円の負担増になる人が出ます。介護サービスの利用者負担は、2015年、所得に応じて2割負担、2018年には3割負担にアップしました。さらに、施設やショートステイ利用に当たり、2006年から居住費と食事代が自己負担になりました。非課税世帯に補足給付が導入されましたが、2015年の改正でそれにも預貯金金額等によって資産要件が加わり、負担が増えていきました。このような政府の社会保障や利用料の切捨て、高齢者に負担を強いる国の方向をそのまま進める介護保険特別会計に反対します。国庫負担を増やし、利用者に重くのしかかる負担を減らし、高齢者が必要な介護サービスを安心して受けられるよう国に強く求めていただきたいことを求めて討論いたします。

議長（吉野 徹）

次に、原案に賛成のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

認定第4号について採決いたします。

認定第4号について、認定することに賛成のかたの起立を求めます。

—（起立11名、非起立2名）—

賛成多数です。よって、認定第4号については認定することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

認定第5号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

認定第5号について採決いたします。

認定第5号について、認定することに賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、認定第5号については認定することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

認定第6号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

認定第6号について採決いたします。

認定第6号について、認定することに賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、認定第6号については認定することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

認定第7号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

認定第7号について採決いたします。

認定第7号について、認定することに賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、認定第7号については認定することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

認定第8号について討論を行います。

まず、原案に反対のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成のかたの発言を許します。

8番、村山道明議員。

（8番）村山道明

賛成の立場で討論させていただきます。

津南病院の果たすべき役割として、外来・入院患者に安心医療を提供することや新型コロナウイルス感染症対応からも町民の命の安全・安心の確保を担保しながら診療をされておりました。

決算から総合診療内科、糖尿病専門外来の取組や訪問診療を拡充することなど、病院使命が強く伺えました。

さらに、医療コンサルを詳細に受けることにより、昨年度に対して1億円を超える赤字改善につながったことは大きな評価であります。

さきの病院運営の総括説明や現場からも、職員一同が共有し、認識して、まい進してきたことが伺えました。

最後に、林院長、副院長、病院運営に対し、強い意志で取り組もうとしております。魚沼医療圏内の病院としての役割や当町の病院としての医療提供の充実の意思を示したことを踏まえて、本決算に賛成いたします。議員各位の賛同をお願いいたします。

議長（吉野 徹）

次に、原案に賛成のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

認定第 8 号について採決いたします。

認定第 8 号について、認定することに賛成のかたの起立を求めます。 — (全員起立) —  
全員賛成です。よって、認定第 8 号については認定することに決定いたしました。

## 日 程 第 11

### 報告第 4 号 健全化判断比率の報告について

## 日 程 第 12

### 報告第 5 号 資金不足比率の報告について

議長 (吉野 徹)

報告第 4 号及び報告第 5 号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

町長 (桑原 悠)

報告第 4 号及び報告第 5 号を一括して提案の説明を申し上げます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率につきまして監査委員の監査に付し、議会に報告することが義務付けられているものであります。

細部につきましては、総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長 (吉野 徹)

総務課長。

総務課長 (村山詳吾)

— (細部について説明を行う。) —

議長 (吉野 徹)

これより一括して質疑を行います。

— (質疑者なし) —

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、報告第 4 号及び報告第 5 号については終了いたします。

議長 (吉野 徹)

換気のため、11 時 05 分まで休憩いたします。

— (午前 10 時 53 分) —

— (休憩) —

会議を再開いたします。

— (午前 11 時 05 分) —

日 程 第 13

議案第 52 号 令和 3 年度津南町一般会計補正予算（第 8 号）

議長（吉野 徹）

議案第 52 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 52 号について御説明を申し上げます。

総務課関係では、歳入で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増、前年度繰越金の増でございます。

観光地域づくり課関係では、歳入で、飲食店時短要請協力金支給事務補助金の増。歳出で、時間外勤務手当の増、消耗品費の増、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の増、時短要請協力店給付金の増、県内旅行社減少給付金の増でございます。

細部につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（村山詳吾）、観光地域づくり課長（石沢久和）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

12 番、草津進議員。

（12 番）草津 進

1 点、お願いいたします。特別警報によって、飲食店が時短をしているわけでありませうけれども、その確認というのはどのようにされたのでしょうか。

議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

県からの指示もありまして、我々職員のほうで適宜、全店を 2 回以上回っております。

議長（吉野 徹）

12 番、草津進議員。

（12 番）草津 進

これに参加した所というのは何店あって、2 回というのは職員だけで回ったのかどうかについて、お願いいたします。



議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

参加店舗が 48 店舗になります。そして、全観光地域づくり課職員で手分けして確認をさせていただきます。

議長（吉野 徹）

12 番、草津進議員。

（12 番）草津 進

理解を示しますが、我々も見回りくらい協力できますので、今後について、またお願いしたいと思います。

議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

お申し出、大変ありがとうございます。またこういうことがありましたら、ぜひよろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

8 番、村山道明議員。

（8 番）村山道明

今、草津議員が御質疑されたものに重複するかもしれませんが、これの申請の締め切りをする月をお知らせください。

それから、確認は職員と今おっしゃったのですが、これは夜に残業をしてまでも確認をする、それが職員の残業手当分なのかということです。

あと、3 点目は、感染拡大防止協力金と時短の給付金というのは、重複してもらえるのですか。

その 3 点をお願いします。

議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

申請は、昨日最後の確認に回った際に、お渡しできる所にはお渡ししてあります。臨時休業等で渡せなかったお店については、今、申請書類を郵送等でお渡ししております。す

みません、締め切りをいつにしたかが今手元に資料がなかったのですけれど、これからの申請というかたちになります。

それから、残業代がそこに入っております。

それから、町のほうの時短要請協力金と感染拡大防止協力金は重複してもらえるとというかたちになります。

議長（吉野 徹）

8番、村山道明議員。

（8番）村山道明

ということは、重複してもらえるけれども、店舗によっては片方ずつという事例もありますよね。ないですか。なければ、全てが重複してもらえるとということでしょうか。これはいいのですけれども、申請というのが収益の対比とかがいろいろあると思うのです。それはあくまでも役場の窓口の皆様がたがお出でになって、指導を受けながら申請を受理してもらおうというかたちになっていくのでしょうか。どこか代理で申請を受け付けるとかそういうことではなくて、役場で申請を受け付けるということと解釈していいですか。

議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

県の指導に基づいて、我々は申請書類等を作らせていただいておりますが、あくまでも町事業というかたちになりますので、町が申請窓口になります。非常にこの時短に伴う感染防止協力金の申請の書類が我々も見てかなり書き込まなければならない項目が多くて、我々の所に分からない場合は聞きに来てくださいということで御案内をさせていただいております。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第52号について採決いたします。

議案第52号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 14

### 発議案第3号 豪雪地帯特別措置法改正に関する意見書の議決について

議長（吉野 徹）

発議案第3号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1番、滝沢元一郎議員。

（1番）滝沢元一郎

それでは、発議案「豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書の議決について」ということで説明をさせていただきます。本件につきましては、意見書の提出のお願いが全国積雪寒冷地帯振興協議会、会長は県知事の花角英世氏になっておりますが、そこから意見書を出していただきたいという願がございました。そこで、発議案第3号裏面を見ていただきたいと思います。

『豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書』。豪雪地帯対策については、これまで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法や豪雪法に基づく特例措置等により、往時に比べ冬期間の生活環境は大幅に改善されてきたところですが、近年、少子高齢化の進展や空き家の増加等による地域の克雪力の低下に加え、気候変動の影響による雪の降り方の変化に直面しています。特に、令和2年度の豪雪では、短期集中的な降雪の影響により、要支援者世帯の除排雪の遅れや空き家の倒壊が生じ、さらには雪下ろし等除雪作業に伴い、高齢者を中心に多数の死傷者が発生するなど、多くの課題が明らかになりました。このように、豪雪地帯を取り巻く状況が変化するなかで、住民の安全・安心を確保していくためには、これまでの国による支援措置に加え、豪雪地帯における様々な課題への迅速な対応を可能とする支援策が必要です。よって、国会並びに政府におかれては、特別豪雪地帯における基幹道路の整備及び公立小中学校等の施設等の整備を促進するため、豪雪法第14条及び第15条の特例措置について10か年の延長を講ずるとともに、豪雪地帯の住民の安全・安心な生活を確保するため、雪処理の担い手確保など豪雪地帯特有の課題に対して、交付金や基金等により柔軟に対応できる財政支援制度を創設するなど総合的な対策を実施するよう強く要望します。」ということで、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいということでもあります。特に豪雪法第14条15条、固定資産税等の評価額については、雪寒法制等が今現在ございますけれども、そういったものについては、10年のこれからの延長も講ずるとともに、私ども、特に日本一の豪雪地帯に住む者にとっては、これからの財政確保、財政支援を総合的に行ってもらうように要請するのが当然だということで、我々産業建設常任委員会一同は発議をさせていただきます。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣。財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣に要請をするものであります。

以上であります。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

8番、村山道明議員。

（8番）村山道明

ちょっと確認なのですが、豪雪法第14条15条というのは、先ほど滝沢議員は固定資産の関係だということをおっしゃったのですが、14条15条の中身を聞きたいのです。10か年の延長ということは切れるのだらうと思うのですが、調べていないので、それはいつ頃切れて、今後の政府の関係の予定、そこら辺の大枠の考え方というのが分かっていたら教えてください。

議長（吉野 徹）

1番、滝沢元一郎議員。

（1番）滝沢元一郎

ちょっと分かりませんが、今、特に評価とかそういったもので、雪寒で補正等はされており、そういったものについて、今後もずっと続けていただきたいということで、今回、要請をさせていただくということでございます。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第3号について採決いたします。

発議案第3号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 15

**発議案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について**

議長（吉野 徹）

発議案第4号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1番、滝沢元一郎議員。

（1番）滝沢元一郎

続いての発議案についてお願いいたします。

「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出につ

いて」であります。本意見書については、新潟県町村議会議長南雲正様から依頼がございました。中を御覧いただきたいと思ひます。

「『コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書』。新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。このなかで、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠です。よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望いたします。」ということで、意見書を出させていただきたいと思ひます。

「1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、『経済財政運営と改革の基本方針2021』において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。」ということであります。経済財政については、令和3年度の地方財政計画の水準を下回らないようということでありますけれども、今後も含めて社会保障の関係費が大変増大してあります。いろんな施策において地方の歳出に不本意なしわ寄せがなされないよう十分な総額を今後も確保することをまず要請をいたしたいということであります。

「2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。」ということで、この新型コロナウイルス感染症の対策ということで、各企業の償却資産とかそういったものが軽減されてありますけれども、このコロナ禍が終わったというときは、私どもの固定資産税については地方税として大変重要な位置を占めてありますので、この経済対策については、今後、コロナ禍が終了した段階で今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了するということが要請をしております。

「3. 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。」ということであります。3年ごとに見直しをしております。特に都市については、課税標準が増えてありますけれども、一応、コロナ禍ということで令和2年度と同額とする負担調整措置を現在行っております。これは令和3年度限りとするということであります。

「4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。」ということで、軽自動車等は、重量税の代わりに現在、臨時的に環境性能割になってありますが、臨時的軽減措置の延長については、更なる延長を行わないで財源として確保してもらいたいということであります。

「5. 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税と

して地方に税源配分すること。」ということであります。今後、脱炭素社会については、どのような税制が行われるか、まだ決定はしておりませんが、この脱炭素については、税を掛ける方向でいろんな施策をやりたいということで今検討がされております。こうした場合には、特に地方税又は地方譲与税として地方に配分をして、地方の財源を確保することということで要請をさせていただきたいと思っております。

賛成者につきましては、産業建設常任委員会全員でございます。

ということで、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣に対して意見書を提出するものであります。

以上であります。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第4号について採決いたします。

発議案第4号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 16

**請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書**

議長（吉野 徹）

請願第2号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長（石田タマエ）

それでは、請願第2号について御説明いたします。

去る8月20日に新潟県教職員組合魚沼支部執行委員長小林要様より「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書」を受理し、議長より総文福祉常任委員会に付託を受けました。

請願の趣旨は、新潟県では現在、小学校1・2年生は32人以下学級、小学校3年生から中学校3年生まで35人以下学級と県独自の制度が導入されておりますが、更に豊かな人間関係のなかで教育が行われるために小中学校の全学年で30人以下学級の実現を求めるものです。また、2018年度から三位一体改革により義務教育費の国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、教職員の負担が増えてきている現状があります。本請願では、義務教育費の国庫負担割合を3分の1から2分の1に復元することを求めています。詳しい内容につきましては、お手元の資料を御覧いただきたいと思います。

総文福祉常任委員会では、去る9月9日に審査を行いました。その中での意見は、「津南中学校では、今後、中等教育学校等の分散で1クラスか2クラスかのぎりぎりのところになるのではないか。」、また、「津南町は少子化により自然にその方向になっていくだろう。」といったような意見が出されました。その結果、総文福祉常任委員会では、全員賛成で採択することといたしました。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

議長（吉野 徹）

委員長報告に対する質疑を行います。

9番、恩田稔議員。

（9番）恩田 稔

分からなければいいのですが、もしこれは30人にした場合には、例えば新潟県だとどれくらいの先生が必要になるのでしょうか。もし分かったらでいいです。

議長（吉野 徹）

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長（石田タマエ）

調査しておりません。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

請願第2号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

請願第2号について採決いたします。

請願第2号に対する委員長報告は、採択です。

請願第2号について、委員長報告のとおり採択することに賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

## 日 程 第 17

発議案第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について

議長（吉野 徹）

発議案第5号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7番、石田タマエ議員。

(7番) 石田タマエ

今ほどは、請願に御賛同いただきまして、ありがとうございました。

発議案第5号について、御説明いたします。内容については、請願の内容と同じでございます。詳しくは、お手元に配布した資料のとおりです。提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に提出したいと考えております。

この意見書に対して、議員各位の御賛同をお願いいたします。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第5号について採決いたします。

発議案第5号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 18

### 請願第3号 コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める請願

議長（吉野 徹）

請願第3号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長（石田タマエ）

それでは、請願第3号について御説明いたします。

去る9月2日にTPP参加阻止新潟県民共闘会議代表鶴巻純一様ほか4名様より「コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める請願」を受理し、議長より総文福祉常任委員会に付託を受けました。

請願の趣旨は、コメをはじめとする農産物が過剰在庫となり、生産者には非主食用米の生産に方向転換を強いられたり、価格低迷などの状況のなか、一方では食べられない人々が大変増えてきている。特にコロナ禍によって、収入減で食べることが充足されていない現状があり、矛盾が生じている。これを政府の責任で需要と供給のバランスが取れるように、また、生活に困窮している人々への支援を視野に入れた施策を講じてほしいという請願でございます。詳しいことは、お手元の資料をお目通しいただきたいと思っております。

総文福祉常任委員会では、去る9月9日に審査を行いました。その中での意見は、「農産物の過剰在庫がありながら十分に食料が行き渡っていない状況は異常なことであり、人道的にもこの請願は当たり前のことである。」、また、「この請願の内容は、コロナ禍で苦しむ



人々への施策となっているが、このことは、コロナ禍に限らず常時当たり前のことだ。もし、意見書を提出するなら、意見書は特にコロナ禍に限定しない内容にしないほうが良い。」といったような意見が出されました。その結果、総文福祉常任委員会では、全員賛成で採択することといたしました。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

議長（吉野 徹）

委員長報告に対する質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

請願第3号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

請願第3号について採決いたします。

請願第3号に対する委員長報告は、採択です。

請願第3号について、委員長報告のとおり採択することに賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、請願第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

## 日 程 第 19

**発議案第6号 余剰になった農産物を困窮する人々に支援する施策を求める意見書の提出について**

議長（吉野 徹）

発議案第6号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

今ほどは、請願に御賛同いただきまして、ありがとうございました。

発議案第6号について、御説明いたします。内容については、請願の内容を少し変えさせていただき、特にコロナ禍に限定しない内容といたしました。朗読させていただきます。

『余剰になった農産物を困窮する人々に支援する施策を求める意見書』。全国で取り組まれている食糧支援の取組やフードバンクは、食と住まいを失い、食べることもままならない人々が多数訪れ、コメをはじめとする食料の配布が歓迎されています。その一方、コメをはじめとする農産物の需要が減少し、過剰在庫による価格低迷に農家が苦しんでいます。コメでは需要減を理由に史上最大の生産量の削減が実施されています。食べられない人々がいる一方でコメを作らせない、こんな矛盾はありません。さらに長期化するコロナ禍のなかで、営業自粛による中小業者の経営危機や労働者の解雇などが広がり、戦後最悪の不況に見舞われています。収入減で「1日1食」に切り詰めるなど、食べたくても食べられない人々が増えています。アメリカは昨年、余剰になった農畜産物を買上げ、生

活困窮者への食糧支援に提供したのに続き、今年も低所得者やシングル世帯、貧困高齢者への食料配布補助など支援政策を強化しています。日本では、農林水産省が政府備蓄米を子ども食堂に無償提供していますが、「食育」の範囲の微々たる量に限られています。これではコロナ禍で苦しむ人々を救済することはできません。今、コロナ禍のなかで増えている生活困窮者への支援の拡充を求める声が与野党を超えて強まっています。今こそ、政府の責任で行き場を失った農産物を困窮する国民に提供する食料支援策を実施するときです。以上の趣旨から、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。」

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣でございます。

この意見書に対して、議員各位の御賛同をお願いいたします。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第6号について採決いたします。

発議案第6号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 20

### 発議案第7号 議員定数等特別委員会の設置について

議長（吉野 徹）

発議案第7号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番、草津進議員。

（12番）草津 進

少子高齢化が進み、人口が減少しております。議員定数等特別委員会の設置につきましては、議会運営委員会で協議をし、全員協議会において了解をいただいているものであります。皆様のお手元に配布のとおり提案をさせていただきますので、議員各位の御賛同をお願いするものであります。

以上です。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第7号について採決いたします。

発議案第7号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、発議案第7号は、可決されました。

議長（吉野 徹）

引き続き、議員定数等特別委員会の選任を行います。特別委員会の選任については、津南町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。

ただいま設置されました議員定数等特別委員会の委員に、

（1番）滝沢元一郎議員、（2番）小木曾茂子議員、（8番）村山道明議員、  
（9番）恩田稔議員、（10番）栞原洋子議員、（11番）津端眞一議員。

以上の6名を指名したいと思っております。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、議員定数等特別委員会の委員に、ただいま指名いたしました6名の議員を選任することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

これより休憩を取りますので、議員定数等特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。なお、委員会条例第8条第2項の規定により、正副委員長の互選に関する職務は、年長議員が行うことになっておりますので申し添えます。

委員会の会場は、議会控室といたします。

暫時休憩いたします。 —（午前11時52分）—

—（休憩）—

議長（吉野 徹）

会議を再開いたします。 —（午前11時59分）—

議員定数等特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告を行います。

議員定数等特別委員会の委員長に、（11番）津端眞一議員、同副委員長に、（8番）村山道明議員が互選されましたので報告いたします。

## 日 程 第 21 議員派遣の件について

議長（吉野 徹）

議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに決定いたしました。

## 日 程 第 22

### 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長（吉野 徹）

委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

各委員長から会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布のと通りの閉会中の調査・審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

以上をもって本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（桑原 悠）

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症が日本で感染拡大が確認されてから、およそ 20 か月。今年の 7 月、8 月にはデルタ株のまんえんによる第 5 波の感染急拡大となりまして、政府は 4 回目の緊急事態宣言を発出し、新潟県においても感染の拡大が止まらず、県独自の特別警報が発令されました。医療のひっ迫が落ち着いたことなどから、先日、16 日まで一つ下の警報レベルに引き下げられました。津南町におきましても、町指定管理団体から夏季行事に伴う感染が児童に広がりを見せるなど町民の皆様に変な御心配を、また、町施設の休館に伴う御迷惑をお掛けいたしました。ここに改めてお詫びを申し上げます。政府分科会の尾身会長が新型コロナウイルス感染症との闘いが続く期間について、「二、三年プラス掛かる。人の行動制限の緩和について、急に緩めると必ずリバウンドが来る。」と慎重姿勢を示しておられます。このような状況のなか、町もワクチン未接種のかたの接種促進を図り、さらに、ブースター接種をイメージして取組を図る必要がございます。

さて、本定例会、令和 2 年度決算の認定をはじめ多くの議案に議員の皆様から慎重審議をいただきありがとうございました。特に、町立津南病院事業につきましては、自分の代にどうしても改善の道筋を付けなければならない。将来戦略をお示ししなければならないと考えておりました。病院長をはじめ病院職員とは、病院、そしてひいては津南町の医療を守るために変わらないといけないということを共有することに多くの時間を掛けま

した。この間は、孤独ではありましたが、取組の緒にいざ就いてからは、現場のがんばりで私が理想とする自走型の組織に近づいていきました。この間、議員の皆様から御理解をいただきながら進めていくことができました。このように、一つ一つではありますが、本議会にいただきました御意見、御指導について十分に留意し、町民の皆様のそれぞれの思い、御意見を大切にして、町を前進してまいりたいと申し上げるものでございます。

結びに、これから台風シーズンとなります。任期2年目の信濃川の大水は、忘れることのできない光景です。町民の議会の皆様からお力添えをいただきながら、災害の防止に努めてまいりたいと思います。

それでは、本定例会、感謝を申し上げまして、最後の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（吉野 徹）

これにて令和3年第3回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午後0時05分）—